

1 基本方針

少子・高齢社会の一層の進展や人口減少並びに核家族化等に伴い、地域や家庭の様相は大きく変容し、家族内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティ機能の低下が進む中で、地域においては生活困窮、虐待、ひきこもり、消費者被害など様々な生活課題や福祉問題が発生している。

また、多発する自然災害における災害時支援のあり方や、生活困窮者自立支援法の施行による、今後の社会的孤立の防止に向けた新たな取り組みなど、社会福祉協議会の役割の重要性が今まで以上に問われている。

このような状況の中、本会は、住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織として、誰もが住み慣れた地域で、安全・安心で健やかに生きがいをもって暮らせるよう、住民一人ひとりが主役となり、地域で自立し、お互いに助け合い、支えながらともに生きることのできる社会の実現を目指し、地域を取り巻く多種多様化する福祉課題に率先して取り組む必要がある。

国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して在宅生活ができるよう、介護保険サービス・医療保険サービスのみならず、見守りや権利擁護などのさまざまな生活支援や住まいの確保が関係機関との連携により、切れ目なく提供される体制づくりとして「地域包括ケアシステム」の構築を目指している。本会においても、この「地域包括ケアシステム」の構築に向け、一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加を踏まえ、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護事業等、地域福祉充実のためサービスを推進していかなければならない。

さらに本年度、社会福祉法の一部改正により、社会福祉法人について経営組織の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が求められてくる。本会は、より一層法人組織の機能強化、職員の資質向上及び専門性の確保を図り、社会福祉法人の公益性、非営利性を再認識し、法人運営や各事業の実施に努めていかなければならない。

そこで本会は、大泉町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の基本理念である「手をつなぎ 笑顔あふれる 地域を育てよう おおいずみ」の実現に向け、関係機関、福祉団体、行政等と連携し、地域福祉の推進を図り、地域住民も福祉の担い手として、共に支え合う町づくりの構築に努めることを基本方針とする。

2 重点施策・実施事業

(1) 地域福祉の推進

「地域福祉活動計画」による事業展開が4年目を迎え、計画の進捗状況を検証した中で、地域で自立し、お互いに助け合い、支えながらともに生きることのできる地域づくりのさらなる充実を目指し、個別支援体制の整備や関係機関等との連携強化を行い、着実な進歩を図る。

また、高齢者、障害者、母子家庭、低所得者世帯等の多様化する福祉課題に対し、生活支援サービス体制の確保と充実を図るとともに、ボランティア活動、福祉関係団体等の支援、福祉教育の推進を展開し、住民相互の支え合う町づくりの構築に努める。

① 法人運営事業

法人組織の強化、事業運営の透明性の向上等に取り組み、地域に信頼される運営を行ないます。本年度については、苦情解決に向けた公平、中立機関として第三者委員の設置に取り組み、住民の立場や特性に配慮した適切な対応を推進していきます。

また、職員の資質向上及び専門性を確保するため職員研修を充実させ、職員の意識改革を図ります。

- ・理事会、評議員会、監事会の開催
- ・会員募集の実施
- ・役職員研修会への参加及び研修会の開催
- ・第三者委員の設置

② 企画・広報事業

社協だよりやホームページ等の活用により様々な世代が情報を得られるような仕組みを構築し、住民に本会の事業内容を一層周知するとともに、地区社協やボランティア団体など多くの関係者の活動を紹介することで地域福祉活動への住民参加の促進を図ります。

また、福祉に関する各種事業（イベント等）の開催などの啓発事業を実施するとともに、町内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるため社会福祉大会を開催します。

- ・広報紙「社協だより」の発行
- ・社会福祉大会の開催
- ・戦没者追悼式の開催

- ・ホームページによる福祉情報の提供

③ 地域福祉・地区社協事業

「地域福祉活動計画」を基盤として、地域住民が相互に支えあう地域社会の実現を目指します。

また、地区社協の活動を支援するために、活動費を助成し多くの活動が身近な地域で実施されるよう支援します。

本年度は、セイフティーネット機能の強化、地域全体での見守り体制の構築と生活支援サービス事業の実施に向けた環境整備に取り組みます。

- ・地域福祉活動計画に基づく事業の実施
- ・地区社協長連絡会議の開催
- ・地域づくり講演会の開催
- ・地区社協の組織確立と活動の支援
- ・いきいきふれあいサロン事業の支援
- ・ねたきり高齢者等在宅福祉サービス事業の実施
- ・ひとり暮らし高齢者等在宅福祉サービス事業の実施
- ・母子・父子家庭のつどいの開催
- ・障害児者親子ふれあい事業の開催
- ・生活支援サービス事業の調査・研究

④ ボランティアセンター事業

地域のボランティアの状況把握（登録や育成、需要調整等）を行うとともに、ボランティア啓発事業を開催し、新たなボランティア活動者の増加に努めます。

本年度は、ボランティアの養成やスキルアップのための各種講座を開催するとともに、「傾聴ボランティア養成講座」を3町（千代田町・大泉町・邑楽町）社協合同で開催し、核家族化・単身世帯等の増加などによる人と人とのつながりの希薄化、地域社会において孤立しがちな人たちの話の聞き役となり、心のケア活動を行うボランティアの育成を行ないます。

- ・ボランティアグループ育成支援の実施
- ・ボランティア講座の開催
 - 傾聴ボランティア養成講座
 - 親子チャレンジスクール
 - 美容ボランティアステップアップ講座
 - ボランティア入門講座
- ・ボランティア相談、あっせん事業の推進

- ・ボランティア保険加入促進
- ・広報紙「ぼらんていあ」の発行
- ・エコキャップ収集運動の実施
- ・ボランティア協議会活動支援

⑤ 福祉教育推進事業

学校との連携を強化するとともに、福祉体験学習等を積極的に実施し、福祉教育の推進を図ります。

- ・福祉協力校の指定
- ・福祉体験学習の実施
(車イス・ブラインドウォーク・手話・点字・高齢者擬似体験等)
- ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクールの実施
- ・介護体験教室(大泉保育福祉専門学校と共催)の開催

⑥ 福祉団体育成支援事業

福祉団体活動にかかる費用の助成、団体事務局として活動の継続支援を行ないます。

- ・遺族会活動支援
- ・更生保護女性会活動支援
- ・心身障害児者等療育父母の会活動支援
- ・保護司会大泉支部活動支援
- ・母子会活動支援
- ・老人クラブ連絡協議会活動支援

⑦ 生活支援事業

関係機関(相談支援機関)との連携を深めるとともに、既存の制度・サービスを活用しながら相談支援に関する取り組みを行ない、住民福祉の充実を図ります。

- ・福祉相談事業の実施
- ・日常生活自立支援事業の実施
- ・通学補給金事業の実施
- ・法外援護事業の実施

⑧ 共同募金配分事業

共同募金（一般募金、歳末募金）からの配分金を財源として、各福祉事業費や生活困窮世帯等への支援として活用し、住民福祉の充実を図ります。

- ・ 高齢福祉事業の実施
- ・ 障害福祉事業の実施
- ・ 福祉育成支援事業の実施
- ・ 歳末たすけあい運動事業の実施

⑨ 福祉サービス受託事業（町及び県社協）

大泉町及び群馬県社協から委託を受け、福祉サービス事業を実施し、住民福祉の充実を図ります。

特に本年度は、県社協より生活困窮者自立支援事業の基幹社協を受託し、邑楽郡5町の基幹社協として相談支援員を配置します。相談支援員は、生活支援や就労支援等を行ない、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まいの確保などさまざまな面で支援します。

大泉町受託事業

- ・ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業の実施
- ・ 寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業の実施
- ・ いずみ福祉号（車イス乗降車）の貸出
- ・ 手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程）の実施

群馬県社協受託事業

- ・ 生活福祉資金等貸付事業の相談、受付
- ・ 生活困窮者自立支援事業の実施

（2）介護サービス事業の経営

利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護保険サービスの居宅介護支援事業、訪問介護事業及び訪問入浴介護事業、障害福祉サービスの障害児者居宅介護事業を提供する。

また、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、障害者総合支援法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、適切なサービスの提供に努める。

① 介護保険事業

介護保険法に基づき、各種の介護保険サービス等の事業を実施します。

なお介護保険法の改正により、介護予防訪問介護事業から大泉町指定による総合事業第一号訪問事業に移行し対応してまいります。

- ・居宅介護支援事業の実施
- ・認定調査委託事業の実施
- ・介護予防支援委託事業の実施
- ・訪問介護事業の実施
- ・総合事業第一号訪問事業の実施
- ・高齢者居宅生活支援委託事業の実施
- ・訪問入浴介護事業の実施

② 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、各種の障害福祉サービス等の事業を実施します。

- ・居宅介護事業の実施
- ・重度訪問介護事業の実施
- ・行動援護事業の実施
- ・移動支援事業の実施

(3) 地域活動支援センターの運営

大泉町より指定管理者として指定を受け、地域において就労の機会等が得難い、在宅の心身障害者に日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切に支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉の推進を図る。

① 日常生活に必要な社会性の訓練

一人ひとりの特性、能力を的確に把握し、多くの人と接し視野を広げるとともに、他者との会話や交流ができるように支援します。

また、買い物訓練を実施し、金銭感覚を養い買い物を自立して行えるよう支援します。さらに外食訓練を実施し、自立生活に直接結びつくよう支援します。

- ・町高齢者、身障者スポーツ大会への参加
- ・県作業所連絡協議会行事への参加

- ・買い物訓練の実施
- ・外食訓練の実施
- ・社会見学の実施
- ・外出訓練の実施

② 職業適性の発見及び機能訓練

請負作業や自主生産活動（野菜作り、お菓子作り）を通して、利用者の能力に応じた作業を見極め、個々の利用者にあった作業の発見に努めます。
また、作業を行う上で必要な機能訓練を実施します。

- ・野菜作りの実施、販売
- ・お菓子作りの実施、販売

③ 職業生活及び職業的自立の基礎的訓練

働くことにより賃金を得る喜びを実感させ、就労に対する意欲を高めます。

- ・作業収入による利用者へ賃金の支給

④ 家内工業的な授産指導

企業から支援をいただき、軽作業を受注し納期に収めることの意義や重要性を通して、責任感や達成感を得られるように支援します。

- ・自動車関連部品の作業
- ・施設駐車場の除草作業

⑤ その他独立自活に必要な指導訓練

利用者の生活拠点は「地域」であるとの認識に立ち、地域社会との交流を通して、地域社会の一員として、自立して生活できるよう支援します。

本年度は、試験的にお菓子・野菜販売の常設スペースを施設内に確保し、販売促進に努めます。

- ・納涼祭の実施
- ・アルミ缶回収の実施
- ・お菓子・野菜販売の常設スペース設置

⑥ 運営委員会の開催

センターの適正及び円滑な運営を図るため運営委員会を開催します。

- ・運営委員会の開催

⑦ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
施設及び設備の適正管理に努めます。

- ・適正な施設及び設備の管理
- ・消防訓練の実施

⑧ その他センターの目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての自覚を持ち、研修・研究し、資質・技術向上に努め、利用者に対する支援、サービスの向上に取り組みます。

また労働、福祉、医療等の関係機関と連携して、地域社会の中の施設として社会的役割を果たすことに努めます。

- ・職員の研修参加
- ・施設見学の実施
- ・広報紙「花ことば」の発行

(4) 老人福祉センターの運営

大泉町より指定管理者として指定を受け、高齢者の福祉を充実し、高齢者のための各種相談、健康の増進と教養の向上を図るとともに世代間の交流の促進に資することを目的とする。

また、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指しノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、高齢者福祉の推進を図る。

① 高齢者のレクリエーション又は集会のための施設提供

高齢者が集える広間、教養娯楽室、入浴施設等を開放し利用者が交流する場を提供します。

- ・集会室、入浴施設、教養娯楽室等の提供
- ・サークル活動、クラブ活動利用者への会議室等の貸出

② 高齢者の教養向上、健康増進のための事業の開催

教養講座、健康増進講座として次の事業を実施します。また、利用者サークル活動、クラブ活動の発表の場としてお楽しみ会を開催します。

- ・教養教室の開催
- ・健康教室の開催
- ・お楽しみ会の開催
- ・軽スポーツ大会の開催

③ 高齢者の生活相談、健康相談その他各種の相談

高齢者の生活相談、健康相談に応じるため、研修・研究し職員の資質、技術向上に努めます。

- ・相談の受付、支援
- ・職員の研修参加

④ 世代間ふれあい交流事業の開催

高齢者と幼児のふれあいの場として、次の事業を実施します。

- ・敬老のつどいの開催
- ・お遊戯会の開催

⑤ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努めます。

- ・適正な施設及び設備の管理
- ・消防訓練の実施

⑥ その他センターの目的を達成するために必要な事業

利用状況の把握及び管理体制の自己評価を行ないます。

- ・利用者アンケートの実施
- ・意見箱の設置

(5) 心身障害者等デイサービスセンターの運営

大泉町より指定管理者として指定を受け、町内に居住する、既存の授産施設、地域活動支援センター等への通所が困難な在宅の重度心身障害者に、日常生活に必要な基

本的生活習慣の訓練、並びに機能訓練及び入浴サービス等の支援を行い、その介護を行う家族等の負担を軽減することを目的とする。

また、利用者個々のQOL（生活の質）を高め、豊かな人間関係の形成と、実りある人生の確立を支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指しノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉の推進を図る。

① 日常生活訓練に関すること。

利用者に応じた個別支援プログラムを作成し、日常生活支援サービスの充実を図るとともに、利用者の自己決定とエンパワーメント（自分らしさを生かして自立して生きる）を推進します。

- ・ 支援計画による生活訓練

② 社会適応訓練に関すること。

利用者とのコミュニケーションを重視し、その関係性から利用者のニーズを捉え社会と関わりが持てるよう支援します。

- ・ 外出訓練の実施

③ 機能回復訓練に関すること。

利用者の障害特性によって必要な訓練目標を立て、集団における訓練の場を確保し、体力の維持、増進を図ります。

- ・ 調理実習の開催
- ・ 屋外訓練の実施
- ・ 社会見学の実施

④ 創作及び軽作業に関すること。

機能訓練の一環として次の事業を実施します。

- ・ さをり（機織り）による機能訓練
- ・ スキル（手芸）による機能訓練

⑤ 養護に関すること。

家族介護の負担軽減のため次のサービスを提供します。

- ・入浴サービスの実施
- ・散髪同行サービスの実施
- ・延長ケアの実施

⑥ 家族等に対する介護及び生活援助方法の指導に関すること。

保護者会を開催し、介護に対する相談や生活援助の方法等、保護者と情報を共有しながらより良い支援を行ないます。

- ・保護者会の開催
- ・運営委員会の開催

⑦ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努めます。

- ・適正な施設及び設備の管理
- ・消防訓練の実施

⑧ その他センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

職員は専門職としての自覚を持ち、常に研修・研究し、利用者に対する支援、サービスの向上に努めます。

また福祉、医療等の関係機関と連携して、地域社会の中の施設として社会的役割を果たすことに努めます。

- ・職員の研修参加
- ・施設見学の実施
- ・広報紙「花ことば」の発行

(6) 地域包括支援センターの運営

大泉町より委託を受け、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業、介護予防推進事業、認知症対策支援事業、権利擁護事業、地域包括ケア推進事業等を積極的に推進する。

なお、事業の推進においては、地域住民、行政、ケアマネージャー、サービス事業者、民生委員、地区社協等、フォーマル及びインフォーマルなサービス関係者等によって構成される人的ネットワークを構築するよう努める。

また、地域包括支援センターの保健師、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、

認知症地域支援推進員がそれぞれの専門性を生かしながら、チームアプローチで支援することにより、迅速かつ効果的な支援が提供できるように努める。

① 介護予防ケアマネジメント事業

介護保険の要支援認定者及び総合事業対象者に、本人及び家族の希望をもとに、ICF（国際生活機能分類）及び介護予防の観点からプランを作成し、居宅での介護予防サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう支援します。

- ・介護予防支援計画の作成

② 介護予防事業

介護予防や認知症予防の教室等を開催します。また、介護予防、認知症に関する基礎的な知識を身につけ、地域において介護予防、認知症に関する住民主体の活動を展開する人材を養成するとともに、その養成した方々が、地域において始めた自主グループ活動に対して、有効な介護予防活動が展開できるよう支援します。

- ・音楽療法教室の開催
- ・介護予防サポーター研修会の開催
- ・ヨガ療法教室の開催
- ・認知症サポーター養成研修の開催
- ・地域自主グループ活動支援

③ 総合的な相談・支援

地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受理し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、フォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの業務に継続していくといった、地域包括ケアとしての継続支援の入り口となるよう努め、相談からサービスの調整までワンストップサービスが展開できる拠点としての機能を持つよう努めます。

- ・介護、医療、福祉等の相談受付
- ・認知症に関する相談
- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・その他高齢者に関する相談、支援

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、行政、ケアマネージャー、サービス事業者、民生委員、インフォーマルサービス関係機関等と連携するためのネットワークづくりを進めます。

- ・ケアマネジメント連絡会の開催
- ・医療福祉連携会議の開催
- ・ケアマネジメント研修会の開催

⑤ 権利擁護業務

高齢者を狙った消費者金融や悪質な訪問販売などに対して、町の消費生活センター並びに民生委員、居宅介護支援事業所、警察等と連携し、発生情報をいち早く共有し、予防及び対応を図ります。

また、認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人の財産管理や、日常生活での様々な契約を行うための成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用支援を行ないます。

さらに「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）に基づき、町担当課と連携し、被虐待者の在宅・施設入所を問わず、関係各機関が有機的に連携を図る体制づくりに努めます。

- ・日常生活自立支援事業の相談
- ・認知症高齢者への支援
- ・虐待の相談、対応
- ・消費者被害防止事業の実施
- ・成年後見制度の紹介

(7) その他福祉事業の推進に関すること

① 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、災害救護や国際救援などの活動を行うために、社員・社費と寄附金を財源として活動しています。

日本赤十字社の業務は、住民の安全と健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で活用されています。

- ・社員、社資募集協力
- ・献血事業協力
- ・大泉分区事務局として協力

② 赤い羽根共同募金への協力

共同募金運動は、赤い羽根をシンボルマークとして地域住民や学校・企業等で募金をお願いし、高齢者や障害者に対する福祉の充実、地域福祉活動の啓発や推進のために活用されています。また、災害支援準備金として、あるいは子育て支援活動の資金として使われています。

- ・ 赤い羽根募金募集協力
- ・ 歳末たすけあい募金募集協力
- ・ 大泉町支会事務局として協力

③ その他目的達成に必要な事業

本会の目的達成のため、協賛や後援事業など積極的に取り組んでいきます。

3 年間事業計画

月	社会福祉協議会	町・郡・県等の事業	関連団体等の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協長会議 ・理事会、評議員会 ・紙おむつ支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑楽護国神社例祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡保護司、更女総会 ・遺族会靖国参拝
5	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会、監事会 ・手話奉仕員養成講習会 (入門課程・基礎課程) ・音楽療法教室 ・ヨガ療法教室 ・介護予防サポーター養成研修 ・医療福祉連携会議 ・ケアマネジメント連絡会 ・老人センターお楽しみ会 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同金婚式 ・町民献血 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボラ協総会 ・母子会総会 ・保護司会、更女会総会 ・療育父母の会総会 ・遺族会総会 ・老人クラブ総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター、心身障害者等デイサービスセンター運営委員会 ・通学補給金の支給 ・日赤法人募金収納 ・共募運営委員会 ・福祉協力校連絡会議 ・手話奉仕員養成講習会 (入門課程・基礎課程) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町高齢者・身障者スポーツ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡福祉関係団体総会 (ボラ協、老人、療育) ・老人クラブ輪投げ大会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ支給 ・傾聴ボランティア養成講座 ・手話奉仕員養成講習会 (入門課程・基礎課程) ・地区社協長会議 ・地域づくり講演会 ・ヨガ療法教室 ・ケアマネジメント連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・療育父母の会障害児者親子ふれあい事業
8	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター、心身障害者等デイサービスセンター納涼祭 ・老人センターお楽しみ会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県戦没者追悼式 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族会英霊塔清掃

	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講習会 （入門課程・基礎課程） ・親子チャレンジスクール ・介護体験教室（保専共催） ・日赤防災講座 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・美容ボランティアステップアップ養成講座 ・手話奉仕員養成講習会 （入門課程・基礎課程） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール ・社協役員、地区社協長合同研修会 ・認知症サポーター養成研修 ・ケアマネジメント連絡会 ・老人センター敬老のつどい 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老訪問 ・福祉パレード 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等ふれあい交流事業 ・老人クラブグランドゴルフ大会 ・郡老人クラブ輪投げ大会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・共同募金運動街頭募金、法人募金収納 ・地域活動支援センター、心身障害者等デイサービスセンター運営委員会 ・紙おむつ支給 ・音楽療法教室 ・ヨガ療法教室 ・介護予防サポーター養成研修 ・障害者体験講座 ・手話奉仕員養成講習会 （入門課程・基礎課程） 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉県民大会 ・県護国神社例大祭 ・母子、寡婦福祉県民大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡老人クラブグランドゴルフ大会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会 （保健福祉まつり） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール入賞作品集の発行 ・介護予防サポータースキルアップ研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉大会 ・町民献血 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント連絡会 ・老人センターお楽しみ会 		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい運動 ・認知症キッズサポーター養成研修 ・ケアマネジメント、医療福祉連携会議合同研修会 ・理事会、評議員会 ・ひとり暮らし高齢者おせち料理配布 ・老人センター軽スポーツ大会 		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体合同新年会 ・紙おむつ支給 ・ケアマネジメント連絡会 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア入門講座 ・地区社協長会議 ・老人センターお遊戯会 		<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ芸能大会 ・郡老人クラブ芸能大会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者追悼式 ・母子 父子家庭のつどい ・理事会、評議員会 ・介護予防サポーター養成研修 ・ケアマネジメント連絡会 ・老人センターお楽しみ会 		<ul style="list-style-type: none"> ・郡ボラのつどい ・ボラ協ひとり暮らし高齢者ふれあいのつどい
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキャップ収集運動 ・介護保険説明会 ・生活支援事業の調査研究 ・広報紙の発行（毎月1回） ・ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業 ・地域活動支援センターの運営 ・老人福祉センターの運営 ・心身障害者等デイサービスセンターの運営 ・地域自主グループ活動支援 ・生活困窮者自立支援事業 		<ul style="list-style-type: none"> ・ボラ協給食サービス（月2回）